

競争参加者の資格に関する公示

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第4条第2項の規定に基づき、裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、既に有効期限を平成25年3月31日までとする資格を有する者は、この公示するところによる申請は必要ありません。

平成23年4月26日

最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴

調達機関番号 003 所在地番号 13

1 契約の種類及び区分

(1) 工事種別

建設工事：建築一式工事、プレハブ工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事

(2) 業 務 種 別

測 量 等 : 測 量 、 建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン
ト 業 務 、 地 質 調 査 業 務

2 受 付 の 申 請 の 時 期

裁 判 所 の 休 日 に 関 す る 法 律 (昭 和 63年 法 律 第
93号) 第 1 条 に 規 定 す る 裁 判 所 の 休 日 (以 下
「 休 日 」 と い う 。) を 除 く 毎 日 の 、 9 時 30分 か
ら 12時 まで 及 び 13時 から 16時 まで 。

な お 、 参 加 し よ う と す る 入 札 ま で に 余 裕 を も
っ て 申 請 を 行 わ な い 場 合 に は 、 参 加 希 望 入 札 等
に 間 に 合 わ な い こ と が あ る の で 、 留 意 す る こ と 。

3 申 請 の 方 法

(1) 申 請 書 の 入 手 方 法 等

最 高 裁 判 所 ホ ー ム ペ ー ジ の 下 記 の ア ド レ ス
に ア ク セ ス し て 、 裁 判 所 所 定 の 「 一 般 競 争
(指 名 競 争) 参 加 資 格 審 査 申 請 書 (建 設 工
事) 」 及 び 「 一 般 競 争 (指 名 競 争) 参 加 資 格
審 査 申 請 書 (測 量 ・ 建 設 コ ン サ ル タ ン ト
等) 」 を 、 ダ ウ ン ロ ー ド す る こ と が で き る 。

<http://www.courts.go.jp/tyotatu/zyoho/>

(2) 申請書の提出方法

ア 文書により申請する者は、原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるイ又はウの申請書類を、提出要領に記載の方法に従い、郵送（書留郵便による。）又は持参により提出する。

なお、申請にあたっては、1か所に提出すれば足りるものであり、重複申請のないよう注意する。

イ 建設工事に係る申請書類

(ア) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

(イ) 添付書類

① 業態調書

② 営業所一覧表

③ 総合評定値通知書の写し（競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた建設業法（昭和24年法律第100号）

第 27 条 の 29 第 1 項 の 請 求 に よ り 国 土 交
通 大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 か ら 通 知 さ れ
た も の で 、 そ の 審 査 基 準 日 が 、 申 請 を
す る 日 の 、 1 年 7 月 前 の 日 以 後 の も の
に 限 る 。)

な お 、 申 請 者 が 官 公 需 適 格 組 合 で あ
る と き は 、 当 該 組 合 及 び 構 成 組 合 員 の
総 合 評 定 値 通 知 書 の 写 し を そ れ ぞ れ 添
付 す る 。

- ④ 納 税 証 明 書 (申 請 者 が 個 人 で あ る と
き は , 国 税 通 則 法 施 行 規 則 (昭 和 37 年
大 蔵 省 令 第 28 号 。 以 下 「 国 税 規 則 」 と
い う 。) 別 紙 第 9 号 書 式 (そ の 3) 又
は (そ の 3 の 2) , 法 人 で あ る と き は ,
国 税 規 則 別 紙 第 9 号 書 式 (そ の 3) 又
は (そ の 3 の 3) (以 下 「 納 税 証 明 書
そ の 3 等 」 と い う 。)) 又 は そ の 写 し
た だ し 、 証 明 年 月 日 が 申 請 書 提 出 以
前 の 3 箇 月 以 内 に 発 行 さ れ た 納 税 証 明
書 そ の 3 等 を 添 付 す る 。

- ⑤ 申請者が官公需適格組合であるときは、共同企業体等調書

ウ 測量等に係る申請書類

- (ア) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

- (イ) 添付書類

建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写しの提出が、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、地質調査業者登録規程第7条による現況報告書の写しの提出があれば、その登録部門に該当する業種につき、次に掲げる、③、⑥及び⑦の書類の添付を省略することができる。

- ① 業態調書

- ② 測 量 等 実 績 調 書
- ③ 技 術 者 経 歴 書
- ④ 営 業 所 一 覧 表
- ⑤ 営 業 に 関 し 、 法 律 上 必 要 と す る 登 録
の 証 明 書 の 写 し
- ⑥ 申 請 者 が 法 人 で あ る と き は 、 登 記 事
項 証 明 書 又 は 商 業 登 記 簿 謄 本 の 写 し 、
申 請 者 が 個 人 で あ る と き は 、 身 元 証 明
書 又 は そ の 写 し で 、 証 明 年 月 日 が 申 請
書 提 出 以 前 の 3 箇 月 以 内 に 発 行 さ れ た
も の を 添 付 す る 。
- ⑦ 財 務 諸 表 類 (申 請 を す る 日 の 直 前 の
営 業 年 度 の 終 了 日 (以 下 「 審 査 基 準
日 」 と い う 。) の 直 前 1 年 間 の 事 業
(営 業) 年 度 分 に 係 る 貸 借 対 照 表 、 損
益 計 算 書 、 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 及 び
個 別 注 記 表 (申 請 者 が 個 人 で あ る と き
は 、 書 類 審 査 基 準 日 の 直 前 1 年 間 の 事
業 (営 業) 年 度 の 貸 借 対 照 表 及 び 損 益
計 算 書))

- ⑧ 納税証明書その３等又はその写しで、
証明年月日が申請書提出以前の３箇月
以内に発行されたものを添付する。

4 申請書等に使用する言語等

申請書等は、日本語で記載するものとする。
添付書類のうち外国語で記載されているものにつ
いては、日本語の訳文を添付し、金額表示につ
いては、出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省
令第９５号）第１６条に規定する外国貨幣換算率に
より得た邦貨額を記載する。

5 競争に参加することができない者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５
号。以下「予決令」という。）第７０条に該当
する者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人で
あって、契約締結のために必要な同意を得て
いる者は、同条中、特別な理由がある場合に
該当する。

- (2) 予決令第７１条に該当する者

- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められ

る者

(4) 申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者

(5) 建設工事については、建設業法第3条の規定による許可（プレハブ工事については建築一式工事に係る許可）及び前記3の(2)のイのイの③記載の総合評定値の通知を受けていない者

(6) 測量等については、営業に関し法律上必要な資格等を有しない者

6 競争参加者の資格及びその審査

(1) 前記5の競争に参加することができない者については、競争参加資格がないと認定する。

(2) 建設工事

前記5の競争に参加することができない者以外の者については、次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望工事種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の多い順。）に配列し、等級の区

分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して、競争参加資格を認定し、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。

ア 希望工種区分ごとの年間平均完成工事高
イ 経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）

ウ 経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、売上高経常利益率、総資本売上総利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュフロー（絶対額）、利益剰余金（絶対額））

エ 希望工種区分ごとの平均技術職員数

オ 希望工種区分ごとの元請完工高

カ 労働福祉の状況

キ 営業年数

ク 防災活動への貢献の状況

ケ 法令遵守の状況

コ 建設業の経理に関する状況

サ 研究開発の状況

(3) 測量等

前記5の競争に参加することができない者以外の者については、次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望業務種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の多い順。）に配列し、当該業務種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。

ア 希望業種区分ごとの年間平均実績高

イ 希望業種区分ごとの有資格職員数

ウ 直前の営業年度の自己資本額

エ 営業年数

7 資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知する。

8 資格の有効期間

資格認定のときから平成25年3月31日までとする。

9 その他

(1) 特定建設工事共同企業体としての競争参加

者の認定

特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとにこれを公示する。

- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中の者は、手続開始の決定を受けた後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと（以下、同決定を受けた者を「更生手続等開始決定者」という。）。

平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加

資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

(3) 合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次のアからオに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと。

ア 合併又は分割により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により存続した場合の存続会社

イ 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活

動が廃止され、又は休止された場合における子会社

ウ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

エ 既存の建設会社が他の建設会社から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設会社

オ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社へ承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

(4) 国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けたものの取

扱 い

建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則第4項及び第6項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営審査事項を受けた者は、別に定める手続により一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

別記 提出場所

[掲載順序 受付対象 受付部局 郵便番号
所在地 電話番号]

- (1) 東京高等裁判所管内（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者

東京高等裁判所事務局会計課営繕係 〒10
0-8933 東京都千代田区霞が関1-1-4
電話 03-3581-1546

- (2) 大阪高等裁判所管内（大阪府、京都府、兵

庫 県、奈 良 県、滋 賀 県、和 歌 山 県) に 本 社 が
あ り、主 と し て 同 管 内 で の 受 注 を 希 望 す る 者

大 阪 高 等 裁 判 所 事 務 局 会 計 課 営 繕 係 〒 5 3
0 - 8 5 2 1 大 阪 府 大 阪 市 北 区 西 天 満 2 - 1 - 1 0
電 話 0 6 - 6 3 1 6 - 2 5 5 5

- (3) 名 古 屋 高 等 裁 判 所 管 内 (愛 知 県、三 重 県、
岐 阜 県、福 井 県、石 川 県、富 山 県) に 本 社 が
あ り、主 と し て 同 管 内 で の 受 注 を 希 望 す る 者

名 古 屋 高 等 裁 判 所 事 務 局 会 計 課 営 繕 係 〒
4 6 0 - 8 5 0 3 愛 知 県 名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 1 - 4
- 1 電 話 0 5 2 - 2 0 3 - 0 1 6 2

- (4) 広 島 高 等 裁 判 所 管 内 (広 島 県、山 口 県、岡
山 県、鳥 取 県、島 根 県) に 本 社 が あ り、主 と
し て 同 管 内 で の 受 注 を 希 望 す る 者 広 島 高 等
裁 判 所 事 務 局 会 計 課 営 繕 係 〒 7 3 0 - 0 0 1 2 広
島 県 広 島 市 中 区 上 八 丁 堀 2 - 4 3 電 話 0 8 2 - 2
2 1 - 2 4 4 9

- (5) 福 岡 高 等 裁 判 所 管 内 (福 岡 県、佐 賀 県、長
崎 県、大 分 県、熊 本 県、鹿 児 島 県、宮 崎 県、
沖 縄 県) に 本 社 が あ り、主 と し て 同 管 内 で の

受注を希望する者 福岡高等裁判所事務局会計課営繕係 〒810-8608 福岡県福岡市中央区城内1-1 電話092-781-3141内線2212

- (6) 仙台高等裁判所管内（宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
仙台高等裁判所事務局会計課営繕係 〒980-8638 宮城県仙台市青葉区片平1-6-1
電話022-222-6111内線2114

- (7) 札幌高等裁判所管内（北海道）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
札幌高等裁判所事務局会計課営繕係 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西11 電話011-290-2108

- (8) 高松高等裁判所管内（香川県、徳島県、高知県、愛媛県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者 高松高等裁判所事務局会計課営繕係 〒760-8586 香川県高松市丸の内1-36 電話087-851-1647

- (9) (1)ないし(8)までの受付対象のいずれにも該

当 し な い 者 又 は 全 国 で の 受 注 を 希 望 す る 者

最 高 裁 判 所 事 務 総 局 経 理 局 営 繕 課 契 約 係 〒

1 0 2 - 8 6 5 1 東 京 都 千 代 田 区 隼 町 4 - 2 電 話

0 3 - 3 2 6 4 - 8 1 1 1 内 線 3 5 1 3